

令和 8 年度インバウンドを対象とした湖北で「びわ活」体験事業業務委託に係る 質問の回答

令和 8 年 4 月 14 日（火）正午までに受け付けた令和 8 年度インバウンドを対象とした湖北で「びわ活」体験事業業務委託に係る質問について回答する。

令和 8 年 4 月 15 日（水）

質問 1 ランドオペレーターの定義と招聘範囲 参加対象者「ランドオペレーター等」のうち、海外在住の外国人事業者も対象に含まれますか。また、旅行会社に勤務していない個人のインフルエンサー・メディア関係者は対象外と解釈してよいですか。

招聘対象の「ランドオペレーター等」には、海外拠点の旅行事業者も含まれる。一方、個人のインフルエンサーやメディア関係者は、本事業の直接の招聘対象ではない。ただし、事業趣旨に合致し高い情報発信力が見込まれる場合は、企画提案書にその理由と期待される効果を具体的に明記し、提案することは可能である。

質問 2 農家体験・体験プログラムの具体化

仕様書には体験内容の具体例として「自然体験、湖魚料理、水に関わる文化・生業」が挙げられていますが、受託者が独自に体験コンテンツを選定・開発してよいですか。それとも県から推奨・指定する事業者・コンテンツがありますか。

仕様書の体験内容は例示であり、受託者による積極的な体験コンテンツの選定・開発は可能である。滋賀県、特に「びわ活」や本事業の趣旨に沿った、魅力的なプログラムの提案を期待する。県が指定する事業者・コンテンツはない。

質問 3 「県北部地域のオーベルジュをはじめとする宿泊施設」の解釈

仕様書キ項に「オーベルジュをはじめとする宿泊施設」と明記されていますが、ファムツアーの受け入れ人数を考えた場合のキャパシティを考慮して、一般のシティホテルは適正な宿泊施設として認められますか。あるいはオーベルジュ等の地域資源型宿泊施設の使用が必須ですか。

仕様書ではオーベルジュ等を魅力的な宿泊施設として例示しているが、その利用を必須とするものではない。参加人数や行程を考慮し、シティホテル等を選定することも可能である。ただしその場合でも、地域の魅力を伝える（地産食材による食事）ためにオーベルジュを活用することが望ましい。

質問 4 ランドオペレーター等の招聘時の参加費負担

「原則として参加者の費用負担は生じない」とありますが、現地集合・解散時の国内交通費（新幹線等）も受託者が負担する前提ですか。委託費用に含めて計上してよいですか。

集合場所までの参加者の交通費は、参加者負担とするが、参加者数が確保できるように集合場所の選定は慎重に行っていただきたい。

質問 5 通訳・英語対応の必須性

参加者が日本語を解する旅行会社の日本人スタッフである場合も、通訳配置は必須ですか。それとも参加者の言語能力に応じた対応で可いですか。

通訳の配置は、参加者の言語能力に応じた柔軟な対応でよい。参加者全員が日本語に堪能であるなど、通訳が不要と合理的に判断できる場合は、配置は必須ではない。

質問 6 旅行傷害保険の保険料負担者

仕様書サ項で参加者の旅行傷害保険加入が義務付けられていますが、保険料は委託費から支出してよいですか。それとも参加者(または受託者)の実費負担ですか。

参加者の旅行傷害保険料は、事業実施に必要な経費として委託費から支出してよい。

質問 7 写真撮影・記録に関する費用

開催状況を記録するための専属カメラマン費用は委託費に含めて計上可能ですか。

事業の実施状況や成果の記録・報告に必要な写真・動画撮影（専属カメラマンの手配等）の費用は、委託費に含めて計上可能であるが、本事業の目的に対し期待される効果を具体的に明記し提案すること。

以上